

定 款

2025年1月1日 変更

理想科学工業株式会社

第1章 総 則

第1条（商号）

当会社は、理想科学工業株式会社と称し、英文名はRISO KAGAKU CORPORATION とする。

第2条（目的）

当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 工業用薬品及び応用化学製品の研究
2. 上記製品の製造及び販売
3. 事務用機械器具の研究・製造・販売・賃貸及び修理
4. 紙・事務用品・電気機械器具・その他の機械器具・家具及び建具の販売
5. 上記各号の製品に関する回収・リサイクル及び古物の売買
6. 印刷・製版及び出版
7. ソフトウェアの製作及び販売
8. 庶務・総務・広告等に関する事務の代行及びそれらに関するコンサルティング
9. 不動産の賃貸・管理及び売買
10. 上記各号に附帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都港区に置く。

第4条（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は2億7,136万株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増し）

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

第11条（株主名簿管理人）

当会社は株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第12条（株式取扱規程）

当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

第13条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時これを招集する。

第14条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第18条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（員数）

当会社の取締役は、10名以内とする。

第20条（選任方法）

当会社の取締役は、株主総会において選任する。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- ③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条（任期）

当会社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ②増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ②取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ②取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

第25条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

- ②当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

第26条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

第27条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第28条（取締役の一部責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第29条（員数）

当会社の監査役は、5名以内とする。

第30条（選任方法）

当会社の監査役は、株主総会において選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その過半数をもってこれを行う。

第31条（任期）

当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第32条（常勤監査役）

監査役会は、その決議により、常勤の監査役を選定する。

第33条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

第34条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

第35条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会の定める監査役会規程による。

第36条（報酬等）

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第37条（監査役の一部責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

第38条（選任方法）

当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

第39条（任期）

当会社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

第40条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第41条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第42条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第43条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

②未払配当金には利息を附さないものとする。

第44条（転換社債の転換と配当）

転換社債の転換により発行された株式に対する最初の剰余金の配当又は中間配当については、転換請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。